様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月２５日

群馬県知事　　山本一太　殿

提出者　　〒374-0039
住　所　群馬県館林市美園町5番31号
柳瀬建設株式会社
氏　名　代表取締役　柳瀬弘幸

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0276-73-1593

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	柳瀬建設株式会社
事業場の所在地	群馬県館林市美園町5番31号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業　　06総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高　６６１，３６　万円（前年度実績）
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊）→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 がれき類（ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊）→再生処理業者に委託して再生合材として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、ﾁｯﾌﾟ（燃料用）として再資源化 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ→再生処理業者に委託して、ﾁｯﾌﾟ（原材料・燃料用）として再資源化 金属くず→再生処理業者に委託して、圧縮処理等を行い、原材料として再資源化 汚泥→As切断水は、脱水処理等を行い、減量化に務める。また、小規模の場合は、ドライカッターを使用し殻として再資源化

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	木くず	石綿含有産廃物
排　出　量	3070.61 t	3.18 t	24.65 t	2284.3 t	4.6 t	0.15 t

（これまでに実施した取組）
発生時に分別を徹底し、再生を前提とした処理業者を選定し委託を行っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	木くず	石綿含有産廃物
排　出　量	2400 t	2.5 t	20 t	1800 t	3.5 t	0.1 t

（今後実施する予定の取組）
今後も、発生時の分別を徹底し、再生を前提とした処理業者を選定し、委託を行いたい。また、資材発注時には、余剰量を抑えた管理を行いたい。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃プラは、土砂等が付着している場合、分別時に土砂を落とす用に務めている。また、少量の廃棄物は、混合状態で集積されることがあるため、搬出前に、仕分けをしている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
発生材の分別回収用ラックの持ち込みを徹底し、発生時に分別しやすい用に工夫し、従事者の意識格差をなくすように教育する。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類						
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類						
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和　7年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	木くず	石綿含有産廃物
全処理委託量	3070.61 t	3.18 t	24.65 t	2284.3 t	4.6 t	0.15 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	3070.61 t	3.18 t	24.65 t	2284.3 t	4.6 t	0.15 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

再生を前提とした処理業者を選定し、処理の委託を行っている。

	②計画	【目標】						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	木くず	石綿含有産廃物
		全処理委託量	2400 t	2.5 t	20 t	1800 t	3.5 t	0.1 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	2400 t	2.5 t	20 t	1800 t	3.5 t	0.1 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t				
※事務処理欄								

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

令和　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。